

## 第3期多摩市国民健康保険データヘルス計画策定について

### 1. データヘルス計画の必要性

- ① データヘルス計画の策定は努力義務
- ② 「日本再興戦略(成長戦略)」及び「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」において、市町村国保に対しデータヘルス計画策定の推進や策定することが明記されている
- ③ 国保の健診データやレセプト等を分析し、国保被保険者の健康課題を明確にしたうえで、効率的かつ計画的に取組み、かつ医療費の適正化を図るための計画策定は必要
- ④ 都内の全市区町村国民健康保険でデータヘルス計画が策定されている
- ⑤ データヘルス計画に基づき、保健事業を行うことで国から交付金（保険者努力支援制度）が得られる

### 2. 現計画の実績及び評価

- 現計画は、ほぼ計画どおり実施できている。
- 毎年度、評価を行い、多摩市国民健康保険運営協議会に報告し、意見をいただいている。

### 3. 多摩市民の健康状態

#### ① 多摩市民の健康寿命の状況

	男性		女性	
	H30年度	R3年度	H30年度	R3年度
健康寿命 (要介護2)	84.08歳	84.03歳	86.60歳	86.85歳

出典：「65歳健康寿命（東京保健所長会方式）」（東京都福祉保健局）

※65歳健康寿命（東京保健所長会方式）：現在65歳の人が、何らかの障害のために要介護認定を受けるまでの状態を“健康”と考え、その障害のために要介護認定を受けた年齢を平均的に表すもの。

#### ② 国保被保険者疾病状況

疾病状況（令和4年度、入院外来計）

【男性】疾病（レセプト件数）		【女性】疾病（レセプト件数）	
1. 高血圧症	9,746	1. 脂質異常症	11,342
2. 糖尿病	9,187	2. 高血圧症	10,487
3. 脂質異常症	5,632	3. 関節疾患	7,104

出典：KDBデータから

※KDBデータ：国保データベースシステムデータ。東京都国民健康保険団体連合会に集約される国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療被保険者のレセプト（診療報酬明細）データ、健

康診査データ、介護保険データ等が含まれる。

③ 国保被保険者医療費状況  
(令和4年度、入院外来計)

【男性】

医療費（入院外来計）		年齢調整後の指数 (都全体を100とした場合)	
1.慢性腎臓病(透析あり)	328,304,240 円	1.肺がん	154.9
2.糖尿病	273,079,170 円	2.うつ病	129.5
3.肺がん	246,871,040 円	3.統合失調症	126.7

【女性】

医療費（入院外来計）		年齢調整後の指数 (都全体を100とした場合)	
1.関節疾患	282,435,250 円	1.肺がん	122.1
2.乳がん	198,225,440 円	2.うつ病	112.8
3.糖尿病	183,521,760 円	3.統合失調症	108.9

出典：KDBデータから

- ④ 全体として、現在の多摩市の国保被保険者の健康状態は、年齢構成の影響を調整すると、国や都と比較して、比較的良好な状況である。(健診のリスク項目の人数やかかっている医療費が少ない、健康寿命が長い)。

4. 多摩市国保の健康課題(健康状態から考えられる保健事業で改善可能な課題)

- ① 40～50 歳代特定健診受診率 (27.77%) が特に低い  
⇒現役世代の生活習慣病の把握が遅れ、将来の健康状態に影響を及ぼすこととなる
- ② 生活習慣病の医療費は、東京都全体と比較して高くはないが、多摩市国保の医療費の中では、糖尿病の医療費の総額は、高い状況にある。(医療費が高いことは、医療受診ができていてもあり、解決すべき課題というより、生活習慣病のリスク因子の1つなので、啓発や重症化予防等の保健事業で改善の可能性がある課題の1つとして挙げた)
- ③ 特定保健指導実施率 (16.1%) は、増加傾向にあるが、国の目標値 (60%) に比べ、かなり低い状態である

5. 次期計画のポイント

- ① 40・50 歳代の健康意識の向上への啓発
- ② 糖尿病をはじめとした生活習慣病の予防及び早期発見・早期対応

## 6. 次期計画について

### 【計画の目的】

国保データベース等の保有データを活用し、国保被保険者の健康課題を明確にしたうえで、効果的かつ効率的な保健事業を実施し、被保険者の健康保持・増進を進め、医療費適正化に貢献すると共に本市における健幸まちづくりの取組みを下支えする

### 【位置付け及び性格】

- ① 「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」により、高齢者の医療の確保に関する法律第19条に基づき策定している「第4期特定健康診査等実施計画」として位置付ける
- ② 第六次多摩市総合計画基本計画の個別計画の性格を有するものとする
- ③ 健康増進法に基づく「基本的な方針」を踏まえるとともに、「東京都医療費適正化計画」との整合性を図る

### 【計画期間】

令和6年度～令和11年度（6年間）

### 【策定の手順等】

東京都から提供される「東京都区市町村国保データヘルス計画策定の手引き」及び東京都が都内保険者に対し、計画の標準化のために提供する「データヘルス計画標準化ツール」に沿って策定

### 【今後の予定】

- 令和6年1月18日（木）多摩市国民健康保険運営協議会（素案協議）
- 1月中旬から2月上旬 パブリックコメント実施
- 2月 原案決定
- 3月 議会及び関係機関に報告、多摩市公式ホームページ等に掲載
- 5月 多摩市国民健康保険運営協議会に報告

【計画の構成】

第2期計画（現計画）		第3期計画（次期計画）
<b>第1章 基本方針</b> 計画策定の背景、目的、期間、位置づけ、実施体制	①	<b>第1章 計画の策定にあたって</b> 背景と目的、位置づけ、期間、体制、連携、基本情報、現状の整理
<b>第2章 多摩市国民健康保険の現状</b> 被保険者等、第1期計画の進捗状況等		
<b>第3章 医療費・検診結果等の分析</b> 医療費の状況、特定健康診査の受診状況等、その他の保健事業の状況等	②	<b>第2章 健康・医療情報等の分析と課題</b> 平均寿命等、医療費の分析、特定健康診査・特定保健指導の分析、 <u>介護費の分析</u>
<b>第4章 保健事業の実施計画</b> 多摩市の健康課題と今後の方向性、	③	<b>第3章 分析結果に基づく健康課題の抽出と保健事業全体の取組み</b> <u>健康課題の抽出、計画全体の目的、目標、目標を達成するための戦略、健康問題の解決に資する事業設計</u>
	④	<b>第4章 特定健康診査等実施計画</b> 背景・現状・考え方、目標、対象者数、実施方法、個人情報保護、公表・周知、評価・見直し
<b>第4章 保健事業の実施計画</b> 保健事業の実施計画		
<b>第5章 その他事業運営上の留意事項</b> <b>第6章 個人情報の保護</b> <b>第7章 評価・見直し</b> 評価、評価体制・見直し	⑤	<b>第5章 個別事業計画</b> 特定健康診査、特定保健指導、健診異常値放置者受診勧奨、糖尿病重症化予防保健指導、重複服薬対応ほか
		<b>第6章 その他</b> 評価・見直し、公表・周知、個人情報取り扱い、 <u>地域包括ケアにかかる取組み</u>

7. 策定・推進体制等

- ① 庁内体制：健康福祉部保険年金課を中心に、関係する部署との調整を行い策定する
- ② その他調整先：多摩市国民健康保険運営協議会（委員に多摩市医師会及び多摩歯科医会、多摩市薬剤師会からの代表者を含む）からの意見聴取及び調整を行い策定する
- ③ 進行管理：計画の推進状況を示すための指標の確認を毎年度行うとともに、令和8年度には中間評価を行い、令和11年度には最終評価を行う